

— 韮崎市議会議員報酬等調査特別委員会報告 —

1. 特別委員会設置の経緯

疾病、療養、長期不在、逮捕又は勾留を理由に長期間市議会の会議等を欠席した議員が、議員報酬や期末手当を辞退又は返還することは、公職選挙法に規定される寄付行為に該当するため禁止されています。また、このような場合における議員報酬の支給等のあり方について規定した法律等も制定されていません。

このことから、韮崎市議会では、議員の職責を全うするとともに、市民から信頼されるより良い議会運営を目指すため、令和3年12月定例会にて韮崎市議会議員報酬等調査特別委員会を設置し、調査及び研究を進め、令和4年3月定例会で、韮崎市議会議員の議員報酬等の特例に関する条例を制定いたしました。

2. 韮崎市議会議員の議員報酬等の特例に関する条例の内容(令和4年3月25日制定)

議員報酬等の減額

○議員報酬(毎月支給)

長期欠席の期間	支給割合
90日を超え180日以下	100分の80
180日を超え365日以下	100分の70
365日を超えるとき	100分の50

○期末手当(年2回支給)

基準日(6月1日・12月1日)の6ヶ月以内の期間で、議員報酬が減額された場合は、同様の割合で減額

※長期欠席・・・議員が、療養、長期不在その他の理由により市議会の会議等に出席できなくなった日から市議会の会議等に出席する日の前日までの日数が90日を超える場合をいいます。

◇長期欠席の日数に含まれないもの

- ・公務上の災害
- ・感染症の患者又は無症状病原体保有者となった場合 等
- ・女性議員の出産

議員報酬等の支給停止・不支給

議員が刑事事件の被疑者又は被告人として逮捕、勾留その他のその身体を拘束される処分を受けた場合

○議員報酬

身体を拘束される処分を受けた日からその処分を解かれる日までの間、その期間の支給を停止する。

○期末手当

基準日(6月1日・12月1日)の6ヶ月以内の期間内に身体を拘束される処分を受けている場合、その期間の支給を停止する。

韮崎市議会議員の議員報酬等の特例に関する条例の全文は、こちらをご覧ください。



3. 今後の予定

現状の議員報酬及び議員定数の在り方について、引き続き調査及び研究を進めてまいります。

